

令和5年度茨城県医師教育資金利子補給事業募集要項

茨城県保健医療部医療局医療人材課

1 制度

茨城県では、県内高校生の医学部進学を支援するため、県内金融機関と提携し、都道府県初の医学部進学者向けの「実質金利ゼロ」の教育ローンを創設しています。

茨城県内の高等学校等を卒業後、平成31年度（2019年度）以降に医学部へ進学した方の保護者等で、県内に1年以上在住している方が、協定締結金融機関から、医学部進学のための教育ローンの融資を受けた際に、その支払利息について県が補給金を交付します。

2 交付対象者

次のいずれかの区分の対象要件を満たす医学生または保護者等であって、借入対象金融機関から医学部進学のための教育資金の融資を受ける者

区分	対象要件	借入対象金融機関
県内出身者等	以下のいずれにも該当すること ・医学生が、平成31年度以降に大学に進学した者であること ・医学生が、県内の高等学校等を卒業又は高等学校卒業程度認定試験に合格していること ・保護者等が、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱第11条第1項の規定による利子補給の交付申請をする日において、引き続き1年以上県内に住所を有している者であること	株式会社常陽銀行 株式会社筑波銀行 茨城県信用組合 水戸信用金庫 結城信用金庫
その他	「県内出身者等」の区分の対象要件を満たさず、以下のいずれにも該当すること ・医学生が、令和5年度以降に大学に進学した者であること ・医学生が、茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金、茨城県海外対象医師修学研修資金のいずれかの貸与を受けていること	株式会社常陽銀行

3 交付の条件

- 茨城県補助金等交付規則及び茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱の規定に従うこと。
- 利子補給の対象となる医学部進学者は、茨城県地域医療支援センターが実施する個別面談等に参加すること。
- 利子補給の対象となる医学部進学者は、医学部卒業後10年以内に県内の医療機関に2年以上勤務すること。
※医学部卒業後、10年以内に県内の医療機関に2年以上勤務しなかった場合または勤務する見込みがなくなった場合は、利子補給金を返還していただきます。
※他の就労義務を伴う奨学金等や利子補給金との併用はできません。ただし、令和2年度（2020年度）以降の医学部進学者については、茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金、茨城県海外対象医師修学研修資金との併用が可能です。

4 協定締結金融機関

- 株式会社常陽銀行 株式会社筑波銀行 茨城県信用組合
水戸信用金庫 結城信用金庫

5 募集人数

年間 50 名程度（県の予算額に達するまで）

6 対象借入限度額

3,000 万円

※ただし、茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金及び茨城県海外対象医師修学研修資金の貸与を受ける方は、対象借入限度額は 2,000 万円となります。

7 利子補給率

金融機関からの融資教育資金に係る支払利子の 100%（保証料含む）を補給

※年利率 4 パーセント（保証料率を含む）を限度。延滞利息及び遅延損害金は除く。

8 利子補給期間

正規の修学期間（最大 6 年間）

※年 1 回利子補給金を交付予定

9 利子補給の時期

「茨城県医師教育資金利子補給金請求書兼実績報告書（様式第 9 号）」及び「茨城県医師教育資金利子補給金利子支払証明書（様式第 10 号）」等を年度末に県へ提出いただき、内容を審査後、速やかに補給金を交付します。（利子補給は年 1 回となります）

10 募集期限

下記の第 1 次から第 4 次まで募集を行います。（ただし、県の予算額に達した段階で募集終了となります）

(1) 第 1 次募集 令和 5 年 6 月 9 日（金）まで

(2) 第 2 次募集 令和 5 年 7 月 3 日（月）から 9 月 8 日（金）まで

(3) 第 3 次募集 令和 5 年 10 月 2 日（月）から 12 月 8 日（金）まで

(4) 第 4 次募集 令和 6 年 1 月 4 日（木）から 3 月 8 日（金）まで

11 提出書類

上記募集期限までに、下記(1)から(6)を全て提出して下さい。

(1) 茨城県医師教育資金利子補給金交付申請書（様式第 6 号及び第 6 号別紙）

(2) 金融機関と締結した金銭消費貸借契約書の写し

(3) 金融機関が発行する返済予定表等の写し

(4) 医学部進学者及び申請者の属する世帯全員の住民票

※交付予約者は提出不要

(5) 医学部進学者の県内の高等学校等を卒業、又は修了したことを証する書類

※交付予約申請の時点で、既卒(卒業証明書を提出済み)であった場合は提出不要

(6) 大学の在学証明書

(7) 茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金、茨城県海外対象医師修学研修資金以外の奨学金等や利子補給金に係る契約書の写し

※他の奨学金や利子補給金を受給している者以外は提出不要

○令和 5 年 3 月 31 日までに交付予約の決定を受けている方は、別途送付した案内に基づき、令和 5 年 4 月 28 日（金）までに上記提出書類を提出して下さい。

12 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県保健医療部医療局医療人材課医師確保グループ 山田あて

13 その他

○県の交付予約の決定は、各金融機関の融資の決定を保証するものではありませんので、各金

融機関の審査を経る必要があります。

○各金融機関によって、審査基準上独自の条件を設定している場合があります。

○対象となる金融商品の内容については、各金融機関にお問い合わせください。

(金融機関が当該事業の趣旨に沿って用意した商品で、茨城県が指定した金融商品のみが本事業の対象となります。契約の際にはよく御確認ください。)

○事業の詳細については、下記ホームページから「茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱」等を御覧ください。

【茨城県地域医療支援センターホームページ】

https://ibaraki-dl.jp/news/high_school/3674/

<問い合わせ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県保健医療部医療局医療人材課

医師確保グループ 担当 山田

TEL：029-301-3191 (直通)

FAX：029-301-3194

E-mail：i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp